

FIPファンド5年5号コース匿名組合契約書

営業者：株式会社F I Pパートナーズ

匿名組合契約書

株式会社F I Pパートナーズ（以下「本営業者」という。）及び本契約末尾に「出資者」として署名・押印した者（以下「本匿名組合員」という。）は、本事業（第2条第1項に定義される。）に関し、以下のとおり本匿名組合契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総 則

第1条（定義）

本契約において、下記の用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、以下の意味を有する。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 本営業者報酬口座 | 本契約において本営業者名義で開設した又は開設する日本における銀行口座をいう。 |
| (2) 営業者報酬 | 本契約第14条に定める本営業者に対する報酬及び本営業者が受領する販売手数料をいう。 |
| (3) 会計期間 | 本契約第10条第1項に定める本事業の会計期間をいう。 |
| (4) 関係会社 | 本営業者と直接又は間接に資本関係及び／又は人的関係（取締役の兼任のみならず、一方会社の取締役が他方会社の従業員となっている場合を含む。）を有する会社をいう。 |
| (5) 営業日 | 銀行法（昭和56年6月1日号外法律第59号。その後の改正を含む。）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。 |
| (6) サクセスゲート | 株式会社サクセスゲート貸付（韓国法人）をいう。 |
| (7) サクセスゲート事業 | 本事業及び本営業者が本事業と同内容の事業を対象とする他の匿名組合に基づき営む事業の総称。 |
| (8) 資本金受入口座 | 本営業者が、本営業者の資本金及び資本準備金を受け入れること等を目的として、開設した日本における銀行口座をいう。 |
| (9) 本責任財産 | 出資金のほか、本事業の遂行のために本営業者により取得される全ての財産のうち、その時々における本匿名組合口座内の金銭及び同口座に係る預金払戻請求権をいう。 |
| (10) 本出資金 | 本匿名組合員が第4条に従い拠出した出資金をいう。 |
| (11) 出資金の額 | 各匿名組合員の出資金の額から既に払い戻された出資金の |

- 累計額を控除した金額をいう。
- (12) 出資お申込書 本匿名組合員が、本契約を本営業者との間で締結するために本営業者に提出した、別紙の様式の本匿名組合員が本出資を行う意思を有することを示す書面をいう。
- (13) 本匿名組合 株式会社F I Pパートナーズを本営業者とし、本匿名組合員及びその他の出資者を匿名組合員とする、本事業に係る商法第2編第4章（匿名組合）の規定に基づく匿名組合をいう。
- (14) 匿名組合員 出資者及びその他の出資者をいう。
- (15) 本匿名組合口座 本営業者が本事業を遂行するために、本匿名組合の営業者として開設した銀行口座で、別途本営業者より本匿名組合員に対して通知され、特定されるものをいう。
- (16) 送金口座 本営業者が、本匿名組合員からの出資金を、サクセスゲートに対して貸付金として送金し、サクセスゲートからかかる貸付に係る元金と利息を受領するために開設した銀行口座をいう。
- (17) 本契約終了日 第3条に定める本契約の期間の末日をいう。
- (18) 金融商品取引法 金融商品取引法（昭和23年4月13日号外法律第25号。その後の改正を含む。）をいう。
- (19) 商法 商法（明治32年3月9日法律第48号。その後の改正を含む。）を意味する。
- (20) 法人税法 法人税法（昭和40年3月31日号外法律第34号。その後の改正を含む。）を意味する。

第2条（目的）

1. 本契約に定めるところに従い、本匿名組合員は、本営業者の営む以下の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）のために本営業者に対する出資を行い、本営業者は、本事業から生ずる利益及び損失を本匿名組合員に分配する。
 - (1) 本営業者がサクセスゲートへの貸付を行い、当該貸付に係る債権の管理、回収及び処分を行うこと
 - (2) FIPファンド5年5号コース匿名組合として上記に必要な資金の調達及び返還を行うこと
 - (3) 上記各号に付随又は関連する業務を行うこと
2. 本営業者及び本匿名組合員は、本契約に基づく本営業者と本匿名組合員間の関係が商法第2編第4章に定める匿名組合における営業者と匿名組合員の関係を構成すること

を確認する。

3. 本契約に基づく本営業者と本匿名組合員の間関係は、商法第2編第4章に定める匿名組合を構成するものにすぎず、いかなる目的のためにも他のいかなる関係をも創設するものとはみなされないものとする。
4. 本匿名組合員は、本契約の締結及び本契約に基づく本営業者への出資は、元本及び配当の保証がないことその他実質的なリスクを伴うものであることを認識した上で、本契約に基づく本営業者への出資が本匿名組合員にとって適切な投資であり、自らかかるリスクを負うことができると判断したことをここに確認する。

第3条（本契約の期間）

本契約の期間は、本契約の締結及び出資金の払込みが完了した日から5年間とする。

第2章 本事業の遂行

第4条（出資義務）

1. 本匿名組合員の本営業者に対する出資は、1口10万円とし、1口以上1口単位で行うものとする。
2. 前項の出資は、本匿名組合員が、自己の署名・押印がされた出資お申込書を本営業者に提出し、本出資金を本匿名組合口座に対し、本匿名組合員の名義で、定められた払込日までに一括して振り込む方法により行う。但し、振込手数料は本匿名組合員の負担とする。
3. 本営業者による前項の出資の承認は、本営業者において、本出資金が本匿名組合口座に入金されていることを確認し、出資お申込書に押印することによりなされる。
4. 本出資金は、本契約において明示的に規定される場合を除いて払い戻されない。

第5条（追加出資）

本匿名組合員は、前条に基づく場合を除き、追加出資の義務を負わない。

第6条（その他匿名組合契約）

1. 本営業者は、本事業に関して、他の匿名組合員（以下「その他匿名組合員」という。）との間で匿名組合契約（以下「その他匿名組合契約」という。）を締結することができる。
2. その他匿名組合契約は本契約と当初出資の金額及び出資の割合並びにこれらの違いによって生ずる差異を除き主要な点において同内容でなければならない。
3. 本契約とその他匿名組合契約は、各々完全に独立の契約であり、その他匿名組合契約の有効性、又は本営業者とその他匿名組合員との関係は、本契約の有効性又は本営業

者と本匿名組合員との関係に影響を及ぼさない。

第7条（本事業の遂行）

1. 本営業者は出資金を、本事業を遂行する目的にのみ使用する。
2. 本営業者は、自己の名の下に、その裁量に従って本事業の遂行に関連する一切の権限を有し、第三者に対する全ての義務及び債務について責任を負う。但し、本営業者はその裁量権を、本契約に定める制約の範囲の中でのみ行使することができる。
3. 本営業者は、本匿名組合員に対し善良な管理者の注意義務をもって、本匿名組合員のために誠実かつ忠実に本事業を遂行する。但し、本営業者は、故意又は重過失がない限り、本匿名組合員又はその他匿名組合員に対し、損害賠償責任を負わない。
4. 本匿名組合員は、本契約に別段の定めがある場合を除いて、本事業の遂行に関するいかなる権限も有さず、本事業の過程で本営業者が負担したいかなる債務についても責任を負担しない。
5. 本匿名組合員は、本契約及び商法に従って、本契約に規定されている限度で本事業によって生じた利益及び損失に参加する。

第8条（分別管理義務）

1. 本営業者は、本匿名組合員の出資金、本事業に基づく借入人又は保証人からの元本返済金及び支払利息等を、本事業に対するその他匿名組合員からの出資金と一括して本匿名組合口座に預け、本営業者の固有財産その他の財産とは分別して管理する。
2. 本営業者は、本匿名組合員及びその他匿名組合員の出資金、本事業に基づく借入人からの元本返済金及び支払利息、その他本事業に係る財産を、本事業と同種の他の匿名組合に関する財産と適切に区分して経理処理する。

第3章 表明保証

第9条（表明及び保証）

1. 本営業者は、本匿名組合員に対して、以下の事項が本契約締結日及び出資金の払込日において真実かつ正確であることを表明し、かつ、保証する。本項に規定される表明及び保証の違反に起因し、又は関連して本匿名組合員に損害が生じた場合には、本営業者は本匿名組合員に対して一切の損害を補償する。

(1) 行為能力

本営業者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社である。本営業者は、本契約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力及び行為能力を有する。

(2) 社内手続

本営業者は、本契約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令及び定款等に基づき必要な一切の内部手続を適法かつ適正に完了している。

(3) 適法性

本営業者が本契約を締結し、又は本営業者がこれに基づく権利を行使し、若しくは義務を履行することは、本営業者に対して適用のある一切の法令、定款、社内規則又は本営業者を当事者とする契約の違反又は債務不履行事由とはならない。

(4) 契約の有効性

本契約は、その締結により、本営業者につき適法、有効かつ法的拘束力のある契約となる。

(5) 契約の遵守

本営業者は、自らが当事者である契約について違反をしていない。

(6) 許認可等

本営業者は、本契約を締結、交付又は履行するために必要な第三者の同意、許可若しくは承認等、政府機関の許可若しくは承認等又は政府機関に対する通知又は届出等（本営業者が金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業を行うことにかかる、金融商品取引法第29条に基づく登録を含むが、これに限られない。）をすべて取得し、履行している。

(7) 反社会的勢力

本営業者は、反社会的勢力又は反社会的勢力の構成員でなく、反社会的勢力又は反社会的勢力の構成員と関連を有していない。

2. 本匿名組合員は、本営業者に対して、以下の事項が本契約締結日及び出資金の払込日において、真実かつ正確であることを表明し、かつ、保証する。本項に規定される表明及び保証の違反に起因し、又は関連して本営業者に損害が生じた場合には、本匿名組合員は本営業者に対して一切の損害を補償する。

(1) 行為能力

本匿名組合員は自然人、又は日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人である。本匿名組合員は、本契約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行する能力を有する。

(2) 内部手続及び承認手続

本匿名組合員は、本契約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令及び定款その他の本匿名組合員の内部規則に基づき必要な一切の手続を適法かつ適正に完了し、必要な承認等を取得している。

(3) 適法性

本契約を本匿名組合員が締結し又はこれに基づく権利を行使し、若しくは義務

を履行することは、本匿名組合員に対して適用のある一切の法令、定款その他の本匿名組合員の内部規則又は本匿名組合員を当事者とする契約の違反又は債務不履行事由とはならない。

(4) 有効な契約

本契約は、その締結により、本匿名組合員につき適法、有効かつ法的拘束力のある契約となる。

(5) 反社会的勢力

本匿名組合員は、反社会的勢力又は反社会的勢力の構成員でなく、反社会的勢力又は反社会的勢力の構成員と関連を有していない。

(6) その他

本匿名組合員は、以下の事項について了承しており、その上で、自己の投資判断に基づき本契約を締結する。

(i) 本営業者による本事業の成功及び目標利回りが保証されていないこと

(ii) 本出資金の元本の返還及び利益の配当が保証されていないこと

(iii) 本匿名組合以外の他の匿名組合がサクセスゲート事業に関して存在していること

(iv) サクセスゲート事業に関して存在している他の匿名組合に係る匿名組合契約の条項に、本契約の条項と比べて異なる点があること

(v) 本営業者がサクセスゲート事業以外の事業を行っていること

第4章 計 算

第10条（会計）

1. 本事業の会計期間は、毎年3月1日から5月末日、6月1日から8月末日、9月1日から11月末日及び12月1日から翌年2月末日までの年4期とする。但し、最初の会計期間は、平成29年3月1日から平成29年5月末日までとする。
2. 本営業者は、日本の一般に公正妥当と認められる企業会計原則に基づいて本事業及びサクセスゲート事業に係る貸借対照表及び損益計算書並びに利益又は損失の分配に関する計算書（以下「財務諸表」という。）を、各会計期間終了後2か月以内に、本匿名組合員に提供する。
3. 本営業者は、会計期間を1月ごとに分け、毎月1日から末日までの期間（以下「計算期間」という）の末日を基準日（以下「暫定決算日」という）として、暫定決算を行い、本匿名組合員に通知する。

第11条（損益の配分）

1. 本営業者は、本契約に従い、当該計算期間において本事業から生じた利益又は損失を

本匿名組合員に暫定的に配分し、各会計期間の終了後決算の確定時に各会計期間において本事業から生じた利益又は損失を本匿名組合員に確定的に配分する。なお、本事業に関して、本営業者がその他匿名組合員との間でその他匿名組合契約を締結している場合、本匿名組合員への本項に基づく利益又は損失の配分は、当該計算期間の末日又は当該会計期間の末日において以下の計算式に従って計算される割合（以下「本匿名組合員出資比率」という。）に応じてそれぞれ行われる。

（本匿名組合員出資比率の計算式）

$$X \div (X+Y)$$

X = 本匿名組合員の出資金の額（但し、次条第2項に基づき既に払い戻された出資金の累計額を控除した金額を意味する。以下同じ。）

Y = その他匿名組合員によるその他匿名組合契約に基づく本営業者への出資金の額（但し、その他匿名組合契約に基づきその他匿名組合員に対して既に払い戻されたその他匿名組合契約に基づく出資金の累計額を控除した金額を意味する。）

2. 前項の配分の対象となる利益又は損失は、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び本契約の規定に従い算出される利益又は損失をいう。但し、当該一般に公正妥当と認められる企業会計の基準が法人税その他日本国内において適用される諸税に関する法律（以下「税法」という。）に定められる会計処理の方法と相違する場合においては、税法に定める会計処理の方法を適用する。
3. 本営業者が本事業に関して負担すべき法人税その他所得を課税標準とする税金は、第14条に規定する営業者報酬に対応する額に限定されるものとし、本営業者の法人税法上の所得計算の結果、これを上回る法人税その他の税金が本営業者に追加的に課される場合には、当該追加的に課される法人税その他の税金の資金負担が本営業者に生じないようにするものとし、本責任財産により負担する。また、修正申告その他の理由により、経過した計算期間に係る所得計算に変更が生じた場合には、対応する計算期間に係る本事業の損益を遡って変更する。

第12条（金銭の分配）

1. 本営業者は、暫定決算日の翌月15日（休日の場合は翌営業日）（以下「金銭分配日」という。）に、暫定決算日を含む計算期間において本事業から生じた利益から次条第1項及び第3項の費用並びに第14条の営業者に対する報酬を控除した金額（以下「分配対象金額」という。）を本匿名組合員に対して分配する。なお、本事業に関して、本営業者がその他匿名組合員との間でその他匿名組合契約を締結している場合、本匿名組合員への本項に基づく分配対象金額の分配は、当該計算期間の末日における本匿名組合員出資比率に応じて行われる。
2. 前条に基づき配分された利益の額のうち金銭分配日の直前においてかかる金銭の分配がなされていない額を超える額の金銭が前項に基づき本匿名組合員に対して支払われ

た場合、かかる金銭の支払いは原則として出資の払戻しと扱われる。

3. 本営業者が、適用ある税法の規定により、本契約に基づく本匿名組合員に対する支払いについて何らかの金額を控除しなければならない場合、本営業者は当該金額を控除して本匿名組合員への支払を行う。本匿名組合員はかかる控除がなされることにあらかじめ同意する。この場合、本匿名組合員は本営業者に対して支払額の増額又は追加の支払いを要求する権利を有しない。
4. 本営業者は、金銭分配日までに、本匿名組合員に対し、当該金銭分配日にかかる分配対象金額及び本匿名組合員出資比率が記載された金銭分配通知書を交付する。

第13条（費用）

1. 本事業に関連して発生した次に掲げる費用は、全て本責任財産より支払われるものとする。
 - (1) サクセスゲートに対する貸付、貸付債権の管理、回収及び処分等に要する費用
 - (2) 本事業に関する権利行使に係る費用（第三者に対する委託費用を含む。）
 - (3) 本事業に合理的に必要な、弁護士、公認会計士、税理士、行政書士、鑑定人、アドバイザーその他の専門家の費用
 - (4) 本事業に関連する法令等を遵守するための費用又は本事業に係る法的手続に要する費用（訴訟その他の裁判手続及び行政機関による検査・調査に要する費用を含む。）
 - (5) 本契約の会計に要する費用
 - (6) 本事業に関して発生する公租公課（消費税及び地方消費税を含む。）
 - (7) 金銭の分配に関する費用
 - (8) 本契約の終了及び清算に要する費用
 - (9) 本契約に関し、又は本事業に際し、合理的に発生したその他の費用
2. 本事業に要する費用のうち、本契約の開始時における費用（本契約の作成費用、弁護士、公認会計士、税理士、行政書士その他の専門家に対する報酬を含む。以下同じ。）及び前項に規定される費用以外のものについては、営業者の管理報酬より支出するものとする。
3. 本営業者が、本事業に関し、本責任財産以外の自己の固有の財産から第1項の費用を支出した場合、かかる支出について本責任財産から支払いを受けることができる。

第14条（営業者に対する報酬）

1. 本営業者は、本事業遂行の役務に対する報酬として、本条第2項に定める販売手数料、第3項に定める管理報酬及び第4項に定める成功報酬を受け取る。
2. 本営業者は、本匿名組合持分の販売手数料（消費税を含む。）として、以下のとおり算出される金額を出資金とは別に当該出資者より受け取る。

- (1) 本出資金が10万円以上190万円以下の場合 本出資金の2.0%
 - (2) 本出資金が200万円以上490万円以下の場合 本出資金の1.5%
 - (3) 本出資金が500万円以上の場合 本出資金の1.0%
3. 本営業者は、管理報酬として、計算期間ごとに暫定決算日現在における本匿名組合員及びその他匿名組合員の出資金額の合計額の2.0%を12で除した金額（税引き前）を本責任財産より現金にて受領するものとする。但し、1か月未満の計算期間の報酬は、実日数による日割計算（1円未満切捨て）により算出する。
 4. 本営業者は、第12条の規定に従い分配を行うに際し、暫定決算日を含む計算期間において本事業から生じた利益から前条第1項及び第3項の費用並びに前項の営業者に対する管理報酬を控除した金額（清算の際に現物分配をする場合には分配時評価額。以下本条において同じ。）のうち本匿名組合に対する出資金の総額の7.0%を12で除した金額（税引き前）を超過する場合は、その超過する部分に相当する金銭を、本匿名組合員及びその他匿名組合員に対する分配時に控除し、各会計期間の終了後決算の確定時に成功報酬として受領するものとする。

第15条（公租公課等の負担）

1. 本事業に関して生じる公租公課の負担のうち、第11条第3項の規定により本営業者が負担するもの以外については、本匿名組合員が負担する。但し、本営業者は、その合理的な判断に基づき、自らかかる公租公課を負担することができる。
2. 本契約の締結及び履行その他の事項に関する手数料（金銭の支払いにかかる振込手数料を含むが、これに限られない。）及び費用等は、本営業者及び本匿名組合員が各自負担する。

第16条（本匿名組合員の調査権）

本匿名組合員は、合理的な理由を付した書面を本営業者に提出することにより、商法第539条の定めに従い、本事業及び本事業にかかる財産の状況について調査することができる。但し、かかる調査は、本事業の遂行に支障がないと本営業者が合理的に判断する方法及び時間によるものとし、本匿名組合員は、かかる調査方法等につき本営業者の事前の承諾を得るものとする（但し、かかる承諾は不合理に遅延又は拒絶されない。）。なお、かかる調査に要する費用は、本匿名組合員の負担とする。

第5章 本事業の終了・清算

第17条（本契約の終了）

1. 本契約は、以下のいずれかの事由が生じた場合は直ちに終了する。
 - (1) 本契約終了日が経過した場合

- (2) 本事業の継続が不能になったと本営業者が合理的に判断し、本匿名組合員にその旨を書面により通知した場合
 - (3) 本営業者又は本匿名組合員につき、破産手続開始の決定があった場合
2. 以下のいずれかにあたる場合には、本匿名組合員は、本営業者に催告することなく、本契約を解除することができる。
 - (1) 本営業者につき、民事再生手続開始又はこれに類する法的倒産手続開始についての申立てがあった場合
 - (2) 本営業者が解散の決議をし、又はその命令を受けた場合、その他清算手続に入った場合
 - (3) 本営業者が本契約上の重大な義務の不履行を行った場合又は履行不能に陥った場合
3. 以下のいずれかの事由が生じた場合には、本営業者は、本匿名組合員に催告することなく、本契約を解除することができる。
 - (1) 本匿名組合員につき、民事再生手続開始又はこれに類する法的倒産手続開始についての申立てがあり、その申立てが申立て後30日を経ても取下げられない場合
 - (2) 本匿名組合員が解散の決議をし、又はその命令を受けた場合、その他清算手続に入った場合
 - (3) 本匿名組合員が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 本匿名組合員が本契約上の重大な義務の不履行を行った場合又は履行不能に陥った場合
4. 本営業者は、以下の状況が現出した場合は、本匿名組合員に対する14営業日以上の猶予期間をもってなされる書面による通知をもって、本契約を、同通知において特定された日において、終了させることができる。
 - (1) 韓国において、金銭消費貸借契約に関して適用される上限金利が、年20%未満とする旨の法令が制定された場合
 - (2) 韓国において、かかる法令が1年以内に制定されることが相当程度の蓋然性をもって予想される状況が現出した場合
 - (3) 経済状況の変化により、韓国において、年率20%程度での貸付を受け入れ、かつ、返済能力を有する者をサクセスゲートにおいて確保することが、現実的に困難であると、本営業者の合理的な判断に基づき、本営業者において判断した場合
5. 本匿名組合員は、本営業者の同意を得た場合に限り、3か月間の予告期間をおいたうえで、本契約を解約することができる。但し、当該解約時には、本匿名組合員は、解約手数料として、以下の計算式によって計算される金額を本営業者に対して支払うものとし、本営業者は、当該解約に伴う出資金返還時に、当該解約手数料相当額を、差し引くことができるものとする。

解約手数料＝当該解約時における出資金の額×10%×当該解約時から本契約期間終了日までの日数÷365

6. 本契約には、法令上可能な限り、商法第540条第1項及び第2項の規定の適用はないものとする。
7. 本契約は、本条第1項乃至第5項の各規定に基づく終了の場合を除いては、終了しないものとする。

第18条（本契約の終了に伴う出資金の返還及び利益の分配）

1. 本契約及びその他匿名組合契約の全てが終了した場合、本営業者は、本事業を清算し、本匿名組合員に対して、次項に従って、当該終了後90日以内に出資金の返還及び利益の分配を行う。
2. 前項の場合において、本営業者は、本責任財産の金額（本責任財産の実際の処分価額又は処分されない場合には一定の客観的基準により算定した評価額。以下本条において同様。）及び本営業者が算出する本事業に係るサクセスゲートに対する貸付債権の評価額の当該終了時点における合計から本事業に係る一切の債務を控除し、本匿名組合員出資比率を乗じて、本営業者と本匿名組合員との間の債権債務の額を加減算した金額をもとに、前項の出資金の返還額を決定する。本匿名組合員に分配されるべき金額が出資金の額を超える場合には、超過部分は利益の分配として支払う。
3. 本契約が終了した場合でその他匿名組合契約の全部又は一部が残っている場合においては、本営業者は、次項に従って本匿名組合員に対して、当該終了後90日以内に出資金の返還及び利益の分配を行う。
4. 前項の場合において、本営業者は、本責任財産の金額及び本営業者が算出する本事業に係るサクセスゲートに対する貸付債権の評価額の当該終了時点における合計から、当該終了時点における本事業に係る一切の債務を控除した上で、当該終了時点における本匿名組合員出資比率を乗じて、本営業者と本匿名組合員との間の債権債務の額を加減算した金額をもとに、前項の出資金の返還額を決定する。本匿名組合員に分配されるべき金額が出資金の額を超える場合には、超過部分は利益の分配として支払う。
5. 本契約の他の規定にかかわらず、本条第1項に規定される場合の出資金の返還及び利益の分配を含めた清算手続は、本営業者が本匿名組合員及びその他匿名組合員以外の第三者に対して負担した本事業に係る一切の債務が全額弁済されることを停止条件として行われる。

第6章 雑 則

第19条（譲渡）

1. 本匿名組合員は、本契約上の地位並びに権利及び義務を第三者に譲渡、担保設定その

他の処分をしてはならない。

2. 本営業者は、本匿名組合員に対する事前の書面による通知をもって、本契約上の自己の権利義務を、その関連会社に譲渡することができる。
3. 本営業者は、本匿名組合員の事前の書面による同意のない限り、本契約上の自己の権利義務を自己の関連会社以外の第三者に譲渡又は移転することはできない。

第 20 条（遅延損害金）

本営業者又は本匿名組合員が本契約上負っている支払義務の履行を遅延した場合には、当該遅延した当事者は相手方に対して、支払期日から支払済みに至るまで未払債務に対して年率14%の遅延損害金を支払う。

第 21 条（責任財産限定特約）

1. 本営業者が、本契約に関連して本匿名組合員に対して負担する一切の債務の支払いは、本責任財産のみを引当とし、本責任財産以外の資産は引当とならない。本責任財産により回収された金額が本契約に基づき本営業者が本匿名組合員に対して負担する債務の額に足りなかった場合には、当該不足額について本匿名組合員はその債権を放棄したのみなされる。
2. 本営業者の以下の資産は、いかなる場合においても、本匿名組合員との関係では、本営業者の本責任財産を構成しない。
 - (1) 資本金受入口座に一旦預け入れられ、その後同口座から他の銀行口座（本匿名組合口座及び送金口座を除く。）に移転され、又は他の者に引渡された資金
 - (2) 本営業者報酬口座に存する資金
 - (3) 本営業者報酬口座に一旦預け入れられ、その後同口座から他の銀行口座（本匿名組合口座及び送金口座を除く。）に移転され、又は他の者に引渡された資金
 - (4) 他の匿名組合の匿名組合員からの出資（出資金の変形物（貸付債権等を含む。）を含む。）
 - (5) 他の匿名組合のために開設された、当該他の匿名組合にとって匿名組合口座又は送金口座に相当する銀行口座に入金された資金、これに係る預金債権及び利息債権

第 22 条（通知）

1. 本契約に基づく全ての通知その他の連絡（本契約に定める本営業者から本匿名組合員になされる各種報告、本匿名組合員の質問及び監査の申入れ等を含む。以下同じ。）は、全て書面によるものとし、相手方当事者に通知する宛先に、持参するか、郵便等若しくはファクシミリにて送付するものとする。
2. 前項に従った通知等は、持参された場合には相手方当事者に届けられたときに、ファクシミリによる場合には発信日に、また郵便等による場合には相手方当事者に届けら

れた日に、それぞれ到達したものとみなす。

3. 本営業者及び本匿名組合員は、予め書面により通知することにより、通知の宛先を変更することができるものとする。

第 23 条（修正）

本契約は、本営業者及び本匿名組合員が署名した書面による場合を除き、変更、修正又は改訂することができない。

第 24 条（分離可能性）

本契約のいずれかの規定又は条項が裁判所又は行政機関により違法又は無効と判断された場合、当該規定又は条項は、分離可能なものとみなされるものとし、かかる違法性又は無効性はいかなる意味においても本契約のその他の規定又は条項に影響を与えないものとし、当該その他の規定又は条項は、違法又は無効とされた規定又は条項と分離した上で効力を与えられるものとする。

第 25 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従い解釈される。

第 26 条（管轄）

本契約に関して争いが生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 27 条（秘密保持義務）

1. 本匿名組合員及び本営業者は、次の各号に該当する場合を除き、本契約に関連して知った相手方の秘密情報（以下「本秘密情報」という。）を、本契約の遂行の目的にのみ使用するものとし、相手方の書面による承諾なくして、第三者に漏洩・開示してはならない。但し、法令等に基づく官公庁からの開示要求に従い、これを開示する場合はこの限りではない。
 - (1) 関係会社又は自ら若しくは関係会社の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等に対して、本契約の遂行上必要な範囲で、開示する場合
 - (2) 本営業者に対する投資家並びにこれらの候補者に対して開示する場合
 - (3) 本匿名組合員の投資家又はその候補者に対して必要な範囲で開示する場合
2. 本秘密情報には以下の情報は含まれない。
 - (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら有していた情報又は既に公知となっている情報
 - (2) 相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらず公知になった情報

(3) 秘密保持義務を負わない第三者から秘密保持の義務を負わずして入手した情報

第 28 条（優先関係）

本契約以外に本営業者及び本匿名組合員の双方が当事者となる契約が存在する場合、本契約の規定は、当該契約上の両当事者の地位及び関係に何らの影響を及ぼすものではなく、当該契約上の地位に関連して当該契約のいずれかの当事者が他方の当事者に対して法令上又は当該契約上有する権利及び義務を何ら制限するものではない。

第 29 条（規定外事項）

本契約に定めのない事項については、本営業者及び本匿名組合員が協議の上定める。

（この頁以下余白）

本契約締結の証として本契約書2通作成し、本営業者及び本匿名組合員が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(本営業者)

株式会社F I Pパートナーズ

代表取締役 白銀 献

印

(本匿名組合員)

【住所】

【氏名】

印

